

令和5年度清須市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金

清須市では、地球温暖化対策の一環として、クリーンエネルギーの利用の促進及び市民の環境保全意識の高揚を図るため、地球温暖化対策設備設置費の一部を補助します。

1 補助対象となる設備及び補助金額

No.	種類	設備名 ^{※1}	補助上限
1	単独補助	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	10,000円
2		家庭用燃料電池システム	50,000円
3		定置用リチウムイオン蓄電池	50,000円
4		電気自動車等充給電設備（V2H）	25,000円
5	組合せ補助	住宅用太陽光発電システム ^{※2} 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 定置用リチウムイオン蓄電システム	112,800円
6		住宅用太陽光発電システム ^{※2} 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 電気自動車等充給電設備（V2H）	87,800円
7		住宅用太陽光発電システム ^{※2} 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 高性能外皮等（ZEH）	112,800円

※1 補助対象設備については、「5 補助要件」をご参照ください。

※2 住宅用太陽光発電システムの補助金額は、1kWあたり13,200円で4kWを上限とします。
（100円未満切り捨て）

※ 愛知県からの補助金も含まれます。

2 申請受付期間

令和5年4月1日～令和6年3月29日

※ 予算の範囲内で先着順に受け付けします。

3 補助対象者

次のすべての要件を満たしている方が対象です。

自ら居住する市内の住宅に設備を新たに設置される方

※ 店舗等との併用住宅の場合は、居住部分が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。

市税を滞納していない方

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月29日）において、補助対象設備の設置が完了できる方。

※ 令和5年3月31日以前に補助対象設備の工事を開始している場合や建売住宅の引渡しをしている場合は補助対象外となります。

※ 工事着工前に申請し、完了後30日以内又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに実

績報告を行う必要があります。

3 申請方法

必要書類（「7-1 必要書類（申請時）」参照）を生活環境課窓口（市役所北館2階）へ提出してください。郵送・FAX・電子メールによる申請はできません。申請書等の様式は、市ホームページ又は生活環境課窓口で入手することができます。

4 申請から交付までの流れ

(1) 申請書の提出 【着工（補助対象設備等を設置）する10日前までに】

・着工前に「7-1 必要書類（申請時）」に記載の書類を生活環境課窓口（市役所北館2階）に提出してください。

(2) 交付決定通知の受領

・申請書の内容を審査の上、申請書に記載された申請者の住所に通知書を郵送します。

(3) 着工（補助対象設備等の設置）、完了

(4) 実績報告の提出 【完了日から30日以内又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに】

・「7-2 必要書類（実績報告時）」に記載の書類を生活環境課窓口（市役所北館2階）に提出してください。

※ 完了日については「6 工事完了日について」を参照してください。

(5) 交付額確定通知の受領

・実績報告書の内容を審査の上、実績報告書に記載された報告者の住所に通知書を郵送します。

(6) 請求書の提出

・補助金請求書（第8号様式）に必要事項をご記入の上、生活環境課に提出してください。

(7) 補助金受領

・請求書提出後1か月程度で指定された口座へ振込をします。

※ 申請書提出後、補助対象設備の型番等が変更となる場合は、着工前までに変更承認申請書の提出が必要です。ただし、補助額の増額はできません。

※ 書類に不備がある場合は、受付できません。

5 補助要件

No.	補助対象機器	補助要件等
1	全機器共通	未使用品に限ります。リース契約は対象となりません。
2	住宅用太陽光発電システム ※ 組合せ補助に限る	・太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの。太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）10kW未満の設備に限る。 ・電力事業者と電力受給契約をすること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS）に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充電設備、高性能外皮等（ZEH）のいずれかを同時に設置すること。
3	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象設備となるものであること。
4	家庭用燃料電池システム	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助事業における補助対象設備として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。
5	定置用リチウムイオン蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助事業における補助対象設備として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。
6	電気自動車等充電設備（V2H）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。 ・国の補助事業における補助対象設備として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。
7	高性能外皮等（ZEH） ※ 組合せ補助に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備をいう。 ・国の補助事業における補助対象となる住宅として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会（K K J）により補助を受けた住宅であること。 ・太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム（HEMS）を同時に設置すること。

6 工事完了日について

No.	設備名	工事完了日
1	住宅用太陽光発電システム	電気事業者との電力受給が開始した日
2	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	機器の保証開始日
3	家庭用燃料電池システム	
4	定置用リチウムイオン蓄電池	
5	電気自動車等充電設備（V2H）	
6	高性能外皮等（ZEH）	国のZEH支援事業の補助金額確定通知日

※ 複数の設備を申請した場合は、いずれか遅い日にちが完了日となります。

※ 建売の場合は、住宅の引渡し日が完了日となります。

7-1 必要書類（申請時）

- 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（第1号様式）
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 設備の設置に要する経費が記載されている見積書等の写し
- 設備を設置しようとする住宅の位置図
- 工事に着手する（設備を設置する）前の現況写真
 - ※ 住宅の全景及び設置予定場所の写真
 - ※ 建設前の場合は更地の状態の写真
- 宣誓書兼市税納入状況確認同意書
 - ※ 点線より上を記入してください。
- 国ZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し（交付決定がされている場合は交付決定通知書の写し）
 - ※ 高性能外皮等（ZEH）の場合のみ

7-2 必要書類（実績報告時）

- 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（第5号様式）
- 設置した設備の概要等報告書（第6号様式）
 - ※ (3) 太陽電池モジュールの製造番号及び測定値の記載は、出力対比表の添付可
- 設備の設置に要した経費の内訳が記載されている領収書の写し
- 電気需給契約書の写し
 - ※ 住宅用太陽光発電システムの場合
- 設備の製造者名、型式、製造番号及び保証期間開始日が分かるものの写し
 - ※ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車等充給電設備（V2H）の場合
- 国のZEH支援事業の実績報告及び補助金額確定通知の写し
 - ※ 高性能外皮等（ZEH）の場合
- 設備の設置状況を示す写真
 - ※ 設備の設置状況及び型番がわかるもの
 - ※ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の場合は、設置状況及びモニターが起動している状態を確認できるもの
 - ※ 高性能外皮等（ZEH）の場合は、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の設置状況が分かるもの
- 申請者本人が設備を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し
 - ※ 3月以内に発行された特別事項省略のもの。コピー不可。

■ 申請・お問合せ先

清須市 市民環境部 生活環境課 環境保全係
市役所北館2階 電話 052-400-2911（代表）